

特定非営利活動法人グリーンツーリズムとやま定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人グリーンツーリズムとやまという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を富山県富山市安住町3番14号 富山県建設会館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、都市・農山漁村の交流及びグリーンツーリズム（農山漁村で楽しむ、ゆとりある滞在型余暇活動）活動の推進に関する事業を行い、元気で活力のある農山村漁村の創造と人間性豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 消費者の保護を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 都市農山漁村交流地域に関する調査研究事業
- (2) 都市農山漁村交流活動に関する情報収集提供事業
- (3) 都市農山漁村交流活動に関する人材育成事業
- (4) 地域特産品加工販売や農家民宿等を行う者への助言事業
- (5) 都市農山漁村交流活動に関する普及啓発事業
- (6) 都市農山漁村交流活動団体の育成支援事業
- (7) 都市農山漁村交流活動団体や公的機関との連絡調整事業
- (8) 都市農山漁村交流活動に関する旅行業サービス手配業にかかる事業
- (9) 都市農山漁村交流活動に関する提言事業

(10) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し財政的支援を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上30人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、4人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することがで

きる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録を作成した者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第26条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）

- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、富山県に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、北日本新聞・富山新聞に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事（理事長）	奥野達夫
理事	上田伸一
理事	押切基之

理事	柏樹直樹
理事	河内聰雄
理事	清水文清
理事 (副理事長)	長崎喜一
理事	長尾治明
理事	中谷信一
理事	野村博
理事	長谷川和夫
理事	羽根由子
理事	堀芳智
理事	本田恭子
理事	矢方憲三
理事	山口武雄
理事	山口昌彦
監事	按田秀夫
監事	酒井哲夫

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 会費

イ. 正会員 個人会員 5,000円 (年会費)

団体会員 30,000円 (年会費)

ロ. 賛助会員 個人会員 一口 3,000円 (年会費)

団体会員 一口 10,000円 (年会費)

7 この定款は、平成18年5月11日から施行する。

8 この定款は、平成20年12月15日から施行する。

9 この定款は、平成21年5月27日から施行する。

10 この定款は、平成22年2月4日から施行する。

11 この定款は、平成25年6月1日から施行する。

12 この定款は、平成30年6月1日から施行する。

13 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和6年度事業計画書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人グリーンツーリズムとやま

1 事業実施の方針

- ・ 令和6年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：円)
① 都市農山漁村交流地域に関する調査研究事業 ② 都市農山漁村交流活動に関する情報収集提供事業 ③ 都市農山漁村交流活動に関する人材育成事業 ④ 地域特産品加工販売や農家民宿等を行う者への助言事業 ⑤ 都市農山漁村交流活動に関する普及啓発事業 ⑥ 都市農山漁村交流活動団体の育	都市農山漁村地域共創事業	(A)令和6年4月～令和7年3月 (B)富山県内各地 (C)職員4人他理事	(D)富山県内の農山漁村地域居住者 (E)多人数	7,300,000

<p>成支援事業</p> <p>⑦ 都市農山漁村交流活動団体や公的機関との連絡調整事業</p> <p>⑧ 都市農山漁村交流活動に関する旅行業サービス手配業にかかる事業</p> <p>⑨ 都市農山漁村交流活動に関する提言事業</p>				
<p>③都市農山漁村交流活動に関する人材育成事業</p>	JICA 青年研修	<p>(A)令和6年11月</p> <p>(B)富山県内各地</p> <p>(C)職員4人他理事</p>	<p>(D)JICA 青年研修参加者</p> <p>(E)16人</p>	3,100,000
<p>②都市農山漁村交流活動に関する情報収集提供事業</p> <p>④地域特産品加工販売や農家民宿等を行う者への助言事業</p>	とやま帰農塾推進事業	<p>(A)令和6年4月～令和7年3月</p> <p>(B)富山県内各地</p> <p>(C)職員4人他理事</p>	<p>(D)富山県内の農山漁村地域居住者と帰農塾参加者</p> <p>(E)複数人</p>	6,301,000
<p>⑥都市農山漁村交流活動団体の育成支援事業</p>	とやま農業・農村サポーター活動支援事業	同上	<p>(D)富山県内の農山漁村地域居住者</p> <p>(E)複数人</p>	1,137,000
<p>⑧都市農山漁村交流活動に関する旅行業サービス手配業にかかる事業</p>	とやま農泊ネットワーク推進事業	同上	<p>(D)富山県内の農山漁村地域居住者と農泊参加者</p> <p>(E)複数人</p>	8,610,000
	とやまノーム(農務)スティ事業	同上	<p>(D)富山県内の農山漁村地域居住者</p>	2,420,000

			(E)複数人	
	中山間地域交流 スタートアップ 支援事業	同上	(D)富山県内の 農山漁村地域居 住者 (E)複数人	3,720,000
③都市農山漁村 交流活動に関 する人材育成 事業	交流地域活性化 重点支援事業	同上	(D)富山県内の 農山漁村地域居 住者 (E)複数人	1,150,000
⑥都市農山漁村 交流活動団体 の育成支援事 業	都市農村交流サ クセッター事業 業務	同上	(D)富山県内の 農山漁村地域居 住者 (E)複数人	1,000,000
合計				34,738,000

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人グリーンツーリズムとやま

1 事業実施の方針

- 令和7年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：円)
① 都市農山漁村交流地域に関する調査研究事業 ② 都市農山漁村交流活動に関する情報収集提供事業 ③ 都市農山漁村交流活動に関する人材育成事業 ④ 地域特産品加工販売や農家民宿等を行う者への助言事業 ⑤ 都市農山漁村交流活動に関する普及啓発事業 ⑥ 都市農山漁村交流活動団体の育成支援事業	都市農山漁村地域共創事業	(A)令和7年4月～令和8年3月 (B)富山県内各地 (C)職員4人他理事	(D)富山県内の農山漁村地域居住者 (E)多人数	7,300,000

⑦ 都市農山漁村交流活動団体や公的機関との連絡調整事業				
⑧ 都市農山漁村交流活動に関する旅行業サービス手配業にかかる事業				
⑨ 都市農山漁村交流活動に関する提言事業				
③都市農山漁村交流活動に関する人材育成事業	JICA 青年研修	(A)令和7年11月 (B)富山県内各地 (C)職員4人他 理事	(D)JICA 青年研修参加者 (E)若干名	3,100,000
②都市農山漁村交流活動に関する情報収集提供事業	とやま帰農塾推進事業	(A)令和7年4月～令和8年3月 (B)富山県内各地 (C)職員4人他 理事	(D)富山県内の農山漁村地域居住者と帰農塾参加者 (E)複数人	6,250,000
⑥都市農山漁村交流活動団体の育成支援事業	とやま農業・農村サポーター活動支援事業	同上	(D)富山県内の農山漁村地域居住者 (E)複数人	1,100,000
③都市農山漁村交流活動に関する人材育成事業	都市農村交流新規事業・継続事業	同上	(D)富山県内の農山漁村地域居住者 (E)複数人	16,000,000
④地域特産品加工販売や農家民宿等を行う者への助言事業				
合計				33,750,000

令和6年度 活動予算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人グリーンツーリズムとやま
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	160,000		
賛助会員受取会費	94,000		
		254,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
		0	
4. 事業収益			
受託事業収益	34,648,000		
		34,648,000	
5. その他収益			
受取利息	50		
雑収益			
		50	
経常収益計			34,902,050
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	13,000,000		
法定福利費	2,450,000		
退職給付費用			
福利厚生費	40,000		
人件費計	15,490,000		
(2) その他経費			
外注費・報償費・使用料	11,310,000		
旅費交通費	2,400,000		
地代家賃・賃借料	2,150,000		
通信運搬費	850,000		
その他	2,538,000		
その他経費計	19,248,000		
事業費計		34,738,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			34,738,000
当期経常増減額			164,050
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 法人税、住民税及び事業税		100,000	
経常外費用計			100,000
当期正味財産増減額			64,050
前期繰越正味財産額			3,267,947
次期繰越正味財産額			3,331,997

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人グリーンツーリズムとやま
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	160,000		
賛助会員受取会費	94,000		
		254,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
		0	
4. 事業収益			
受託事業収益	33,660,000		
		33,660,000	
5. その他収益			
受取利息	50		
雑収益			
		50	
経常収益計			33,914,050
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	13,000,000		
法定福利費	2,450,000		
退職給付費用			
福利厚生費	40,000		
人件費計	15,490,000		
(2) その他経費			
外注費・報償費・使用料	11,310,000		
旅費交通費	2,400,000		
地代家賃・賃借料	2,150,000		
通信運搬費	850,000		
その他	1,550,000		
その他経費計	18,260,000		
事業費計		33,750,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			33,750,000
当期経常増減額			164,050
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 法人税、住民税及び事業税		100,000	
経常外費用計			100,000
当期正味財産増減額			64,050
前期繰越正味財産額			3,331,997
次期繰越正味財産額			3,396,047